

随意契約理由書

件名	資源リサイクルセンター破袋除袋機他ライナー購入	
契約の相手方	川崎重工業株式会社 関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>資源リサイクルセンターは神戸市内からごみ袋収集された空缶・空びん・ペットボトル(資源ごみ)をスチール缶・アルミ缶・無色びん・茶色びん・その他色びん・ペットボトルに選別し、再生資源としてリサイクルするための施設である。本件におけるライナーは、破袋除袋機(資源ごみの袋を破き、袋を取り除く設備)及びアルミ缶・スチール缶プレス機(資源ごみ選別後の成果品を圧縮成型する設備)に使用される部品である。</p> <p>また当該施設の処理工程は、一部の機器がトラブルを起こしただけでシステム全体が停止し、処理できなくなるため、当該設備に適合した部品を使用する必要があるが、本部品は他社では入手できない特殊部品であり、調達できるのはプラント設備の設計・据付けを行った上記業者のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課	(電話番号 078-595-6163)